

特集

市の取り組み

弘前リードマン派遣制度



まちづくりのほか、ねぷたや音楽、食などさまざまな分野で熱い想いを持って地域づくりで活躍している人を「弘前リードマン」に認定しています。

学校・町内会・団体が開催する研修会などの集まりで弘前リードマンが講演などをています。派遣費用は無料です。

エリア担当制度



市民の主体性の向上や、町会を基盤とする地域コミュニティの維持・活性化を図るために、「顔の見える身近な職員」として市内 26 地区に 85 人の市職員を配置しています。地区町長会議で市の施策をわかりやすく伝えたり、地域の要望や課題を担当課へつないだりする活動をしています。

市民参加型 まちづくり 1 % システム



個人市民税の 1% 相当額を財源に、市民自らが実践するまちづくりや地域づくり活動に係る経費の一部を支援する公募型の補助金制度です。これまで、500 件以上の事業に活用されました。令和 3 年度の 2 次募集は、3 月 24 日～4 月 23 日の期間で行います。

市民活動保険制度



市民が行う町会活動やボランティア活動など、公益的な市民活動中のけがや事故を対象とする保険です。保険料は無料で、事前の申し込みも不要です。※保険の対象とならない活動もありますので、事前に市ホームページなどで確認をしてください。

次のページで、積極的にまちづくりに取り組んでいる人を紹介します。

みんなが主役！ 協働によるまちづくり ～市民が輝く☆ひろさき～



協働って？ まちづくりって？
誰にでもできるの？

なんだか難しそうまる…
ぼくにもできることは
あるかな？



市では、平成 27 年 4 月から「弘前市協働によるまちづくり基本条例」を施行し、弘前の幸せな未来のために、市民と行政が一緒になって「市民が主役のまちづくり」に取り組んでいます。

「協働」とは、市民と行政が協力し合いながら、同じ目的に向かって活動することです。町会活動やボランティア活動、地域行事や環境美化・環境保全活動、高齢者や障がい者支援、子育て支援、交通安全・防犯・防火活動など、皆さんのが地域のために行う行動の全てが、広い意味で「協働によるまちづくり」になります。

「協働によるまちづくり」に参加資格は必要ありません。自分の住む地域のことを考え、身近なものからできる分だけ始めてみませんか。皆さんの小さな一歩がひとつずつ結び付き、市全体の大きな幸せにつながります。

地域課題を市民の皆さんと一緒に解決!
を目指しています。



市民協働課
小山主事

